

# 駒沢女子短期大学 学則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 駒沢女子短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、道元禅師の禅の教えを建学の精神とする伝統を踏まえ、一般教養と共に社会に役立つ専門教育を施し、明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成することを目的とする。

### (自己評価等)

第1条の2 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

### (教育目標)

第1条の3 保育科の教育目標は、人間力・遊び力・表現力・思考力を柱とした保育・教育、福祉の専門性を身に付け、未来を切り拓く力をもった総合的人間力の高い人材を育成することにある。

2 保育科は、前項の教育目標を達成し、所定の修業年限の在籍と単位を修得し、次に挙げる力を身に付けた者に学位を授与する。

- (1) 真理の追求に努め、柔軟に判断・解決する多角的視点と創造的思考力
- (2) 子どもをはじめ人々のもつ想・奏・創の限らない表現に気づく視点（感覚）とそれを広げる専門的技術、また自らもこれらを豊かに表現する力
- (3) 「子どもの遊び」の本質を理解し、その世界を共有しながら、子どもとともに自らも楽しむ力
- (4) 多様な価値観をありのまま認め、受け容れる心と他者を思いやり協働する力

3 保育科は、前項の学位授与の方針に基づき、本学の建学の精神や教育の特色を活かした教育を実践し、保育士資格と幼稚園教諭二種免許状を取得するために、以下の方針に則してカリキュラムを編成する。

- (1) 道元禅師の禅に基づく建学の精神の理念を反映した科目や行事を設置する。
- (2) 社会人に必要な基本的思考力を育むために、教養科目を設置する。
- (3) 子どもの心から湧き出る表現を支える力、他者とのつながりの中で自分を表現する力を高めるために、身体・音楽・造形に関する表現系科目を設置する。
- (4) 「子どもの遊び」の本質を理解し、自らも遊びの楽しさを体感するために、保育内容による演習や実習等の実践的科目を設置する。
- (5) 人間に対する深い理解と文化の多様性を認める受容性、他者を思いやり協働する力を育てるために、カリキュラムを有機的に展開する。

4 保育科は、前項の教育課程の編成・実施の方針に基づき、入学を希望する者に以下の要件を求める。

- (1) 入学後の学修に必要な基礎学力を有している者
- (2) 自分の性格や資質に気づき、それらを活かしていきたいという思いを有している者
- (3) 自分の考えや気持ちを自己表現する能力、又は、意欲を有している者
- (4) 子どもや人、自然と触れ合うことに興味・関心があり、専門的知識をもって理解を深め、子どもとかわる仕事に就く意欲のある者

5 前4項の目標が妥当かどうか、またそれが達成されているかどうかを検証する方法については別に定める。

### (位置)

第2条 本学は、東京都稲城市坂浜238番地に置く。

### (名称)

第3条 本学は、駒沢女子短期大学と称する。

## 第2章 学科、入学定員、学生定員及び修業年限

(学科等)

- 第4条 本学に、保育科を置く。  
2 (削除)  
3 本学に付属幼稚園を置く。付属幼稚園園則は別にこれを定める。

(定員)

- 第5条 本学の収容定員は、次のとおりとする。  
入学定員 保育科 100名  
収容定員 保育科 200名

(学級数)

- 第5条の2 (削除)

(修業年限)

- 第6条 本学の修業年限は、2年とする。ただし、在学年限4年を超えてはならない。  
2 前項の規定にかかわらず、在学年限を超えて在学を希望する者があるときは、教授会において学生の学修意欲等を総合的に判断し、学長が在学を認めることができる。

## 第3章 授業科目

(授業)

- 第7条 本学における授業科目は、基礎科目及び専門教育科目とする。

(授業科目)

- 第8条 本学における授業科目は、これを必修科目及び選択科目に分ける。  
2 前項に規定する科目及び単位数は、別表1に掲げるとおりとする。

## 第4章 履修方法、学修の評価及び課程修了認定

(単位修得)

- 第9条 本学の課程を修了するためには、2年以上在学し、次の履修方法により64単位以上を修得しなければならない。
- (1) 基礎科目は、必修科目を含めて、16単位以上修得しなければならない。
  - (2) 専門教育科目は、必修科目を含めて、48単位以上修得しなければならない。
  - (3) 幼稚園教諭2種免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める科目及び単位を修得しなければならない。単位履修に関する細則は、これを別に定める。
  - (4) 保育士資格を取得しようとする者は、本条第1号及び第2号に定める科目のほか、児童福祉法及び同法施行規則に基づく所定の科目及び単位を、別表1の2に定めるとおり修得しなければならない。
  - (5) 削除
  - (6) 他の短期大学又は大学で修得した単位は、最大30単位まで認めることができる。
  - (7) 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学の授業科目を履修することを許可することができる。許可を受け履修した授業科目について修得した単位は、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなす。
- 2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。
- (1) 講義については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
  - (3) 実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(授業期間)

- 第9条の2 1年間の授業を行う期間は、定期試験等を含め、35週にわたることを原則とする。

(学修の評価)

- 第10条 本学は、学修評価の方法を次のとおり定める。
- (1) 単位の修得は、課程として定められた必要な時数に出席し、本学の行う試験、報告書その他による成績審査に合格した者に認められる。なお、成績評価は、100点を満点として、60点以上を合格点とする。
  - (2) 試験に関しては、別に定める本学試験規程による。

(成績の表示)

- 第11条 成績表は、次の方法による。
- (1) 成績発表の時期は、各学期末とし、書類をもって発表する。
  - (2) 成績の評価は、秀、優、良、可、不可とし、その評価基準は、秀（100点～90点）、優（89点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）、不可（59点以下）とする。

(履修手続)

- 第12条 学生は、学期当初に履修する科目を所定の期日までに登録しなければならない。
- 2 未登録の授業科目については、単位を認定しない。

(卒業)

- 第13条 本学に2年以上在学し、本章の規定により卒業に必要な単位を修得した者には、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学位)

- 第13条の2 前条の規定により卒業を認められた者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士（保育）の学位を授与する。
- 2 本学学位規程については別に定める。

(科目等履修生の単位)

- 第14条 本学則第38条に定める科目等履修生の単位修得については、科目等履修生に関する規程において定める。

## 第5章 入学、休学、退学及び転学

(入学の時期)

- 第15条 本学の入学期は、毎学年の始めとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、特別の必要があり、教育上支障がない場合は、学期の始めとすることができる。

(入学資格)

- 第16条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する女子とする。
- (1) 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
  - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
  - (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
  - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
  - (4)の2 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (5) 文部科学大臣が指定した者
  - (6) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
  - (7) 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学志願)

- 第17条 本学に入学を志願する者は、所定の願書に入学検定料と出身学校長から提出される調査書を添えて、提出しなければならない。
- 2 この場合において、一度納入された入学検定料は、返還しない。

(入学志願者の選考)

- 第17条の2 入学志願者の選考は、次のいずれかの方法によって行う。
- (1) 学校推薦型選抜
  - (2) 一般選抜
  - (3) 総合型選抜
  - (4) 大学入学共通テスト利用選抜
  - (5) 特別入学者選抜
- 2 入学を許可される者は、前項によって選考された者で、心身ともに健全で学業成績と適性能力の優れた者に限る。
- 3 入学志願者の選考に関する細則は、別に定める。

(長期履修学生)

- 第17条の3 本学の学生が、第6条第2項に定める在学年限を超える一定の期間にわたり、授業科目を履修するために在学することを希望した場合、本学が、教育上有益と認めるときは、教授会において判断し、学長が長期履修学生として認めることができる。
- 2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

(入学手続)

- 第18条 本学に入学を許可された者は、別に定める細則によって所定の手続きを完了しなければならない。

(休学)

- 第19条 病気その他やむを得ない事由によって2ヶ月以上修学することができず、休学しようとする者は、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。休学は、原則として、その学期の終わりまでとする。ただし、事由によっては延長することができる。
- 2 休学期間は在学年数に算入しない。また、休学の期間は通算で2年を超えてはならない。
- 3 休学期間満了のとき、又は休学期間内であってもその事由が止んだときは、願い出により、教授会の議を経て学長は復学を許可することができる。

(退学)

- 第20条 退学しようとする者は、その事由を付して、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(転学)

- 第20条の2 他の短期大学及び大学より転学を希望する者は、保証人連署のうえ所定の書類を提出し、教授会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

(再入学)

- 第21条 退学後に再入学を願い出た者があるときは、教授会の議を経て学長は相当の年次に入学を許可することができる。
- 2 再入学に関する規程は、別に定める。

## 第6章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料・学費)

- 第22条 本学の入学検定料、入学金、学費は次のとおりとし、その納入額は別表2及び別表3に掲げるとおりとする。
- (1) 入学検定料、入学金
  - (2) 学 費
    - 授業料
    - 維持費
    - 実習費

(納入)

- 第23条 学費は、4月20日までに納めなければならない。ただし、次の二期に分けて分納することもできる。

第 一 期	4月20日まで
第 二 期	9月20日まで

(学費)

第24条 学費は出席の有無にかかわらず学籍のある間は、これを納めなければならない。ただし、理事長が必要と認めた場合には、学費の全部、又は一部を減免することができる。

2 休学期間中の授業料、実習費は免除する。ただし、維持費は納めなければならない。

(授業料等の不返還)

第25条 既に納めた入学検定料、入学金、学費は、原則としてこれを返還しない。ただし、前条第2項に該当する場合にはこの限りでない。

(試験の条件)

第26条 学費を納めない者は、試験を受けることができない。

(除籍)

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第6条に定める在学年限を超えた者
- (2) 新入生で、指定された期日までに履修届を提出しない者、その他本学において修学する意志がないと認められる者
- (3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
- (4) 長期にわたり行方不明の者

(他の費用)

第28条 学修等に要する費用は、別にこれを徴収する。

## 第7章 学年、学期及び休業日

(学年)

第29条 学年は、4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第30条 学年を次の二学期に分ける。

- |    |                  |
|----|------------------|
| 前期 | 4月1日から9月19日まで    |
| 後期 | 9月20日から翌年3月31日まで |

(休業日)

第31条 休業日は次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号)に規定する日
  - (3) 春季休業 3月11日から3月31日まで
  - (4) 夏季休業 8月11日から9月19日まで
  - (5) 冬季休業 12月27日から翌年1月4日まで
- 2 学長は、必要があると認める場合は、前項の休業日を臨時に変更し、臨時の休業日又は臨時の授業日を定めることができる。
- 3 休業期間中に教育実習及び保育実習を行う場合がある。

## 第8章 職員組織及び教授会

(職員組織)

第32条 本学に、学長、図書館長、科長、教授、准教授、講師、助教、助手、その他必要な職員を置く。

2 学長は必要に応じ、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる副学長等を置くことができる。

(名誉教授)

第33条 本学は、教員であった者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授に関する事項は、別に定める。

(教授会)

- 第34条 本学に、教授会を設ける。
- 2 教授会は、学長、教授、准教授、講師及び助教をもって組織する。
- 3 教授会に関する細則は、別に定める。

(議長)

- 第35条 教授会は、学長がこれを招集し会議の議長となる。

(教授会取り扱い事項)

- 第36条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当り意見を述べることができる。
- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げる事項のほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことを必要として学長が定める事項
- 2 教授会は、前項に規定する事項のほか、学長及び科長その他教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関わる事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができる。
- 3 教授会は、出席者の過半数で教授会の意見とする。

## 第9章 図書館、学修支援センター及び教育研究推進センター

(図書館)

- 第37条 本学に、図書館を置く。
- 2 図書館の管理運営等に関する規程は、別に定める。

(学修支援センター)

- 第37条の2 本学に、学修支援センター（以下「支援センター」という。）を置く。
- 2 支援センターに関する規程は、別に定める。

(教育研究推進センター)

- 第37条の3 本学に、教育研究推進センター（以下、「推進センター」という。）を置く。
- 2 推進センターに関する規程は、別に定める。

## 第10章 科目等履修生及び公開講座

(科目等履修生)

- 第38条 本学の授業科目の履修を希望する者がある場合は、本学の教育に支障のない限りにおいて教授会の議を経て科目等履修生として登録を許可することができる。
- 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

(公開講座)

- 第39条 本学においては、必要に応じ公開講座を開設する。

## 第11章 賞 罰

(褒賞)

- 第40条 本学の学生にして性行善良、学術優秀で学生の模範と認められる者は、教授会の議を経て学長がこれを褒賞する。

(懲戒)

- 第41条 学長は、学則に違反し、又は学生の本分に反する行為があると教授会で認めた者に対し、懲戒する。懲戒は、訓戒、停学及び退学とする。
- 2 次の各号のいずれかに該当する学生に対し、学長は前項の懲戒処分として教授会の議を経てその程度に応じ、訓戒、停学又は退学とすることができる。
- (1) 性行不良にして改善の見込みなしと認められる者
- (2) 学業を怠り修業の見込みなしと認められる者
- (3) 正当の理由なくして出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、本学則に反し学生の本分に反する行為をなした者

第12章 改 正

(改正)

第42条

この学則の改正は、教授会の意見を聴き、学長が理事会の承認を得て行う。

- 附則 1. 本学則は昭和61年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
2. 第5条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

学部 学科等	年度	昭和61年度		昭和62年度 ～昭和74年度		昭和75年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食 物 科		100 人	150 人	100 人	200 人	50 人	150 人

- 附則 1. 本学則は昭和62年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
2. 第5条に規定する学生定員は、昭和75年度までの間は、次のとおりとする。

学部 学科等	年度	昭和62年度		昭和63年度 ～昭和74年度		昭和75年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
食 物 科		150 人	250 人	150 人	300 人	100 人	250 人

附則 本学則は平成1年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

- 附則 1. 本学則は平成2年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成1年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学部 学科等	年度	平成2年度		平成3年度 ～平成11年度		平成12年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生 活 科		人	人	人	人	人	人
生 活 専攻		100	150	100	200	50	150
食物栄養専攻		50	50	50	100	50	100

- 附則 1. 本学則は平成3年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成2年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、平成12年度までの間は、次のとおりとする。

学部 学科等	年度	平成3年度		平成4年度 ～平成11年度		平成12年度	
		入学定員	総定員	入学定員	総定員	入学定員	総定員
生 活 科		人	人	人	人	人	人
生 活 専攻		100	200	100	200	50	150
食物栄養専攻		100	150	100	200	50	150
英語英文科		200	300	200	400	100	300

附則 本学則は平成4年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成3年度以前に入学した者については従前のおりとする。

- 附則 1. 本学則は平成5年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成4年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 平成5年度において保育科の総定員は、学則第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。  
保育科総定員 250人

附則 本学則は平成6年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成5年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成7年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成6年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成8年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成7年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成9年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成8年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成11年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成10年度以前に入学した者については従前のおりとする。

- 附則 1. 本学則は平成12年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成11年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
学 部 学科等	入学 定員	総定 員								
生 活 科	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
生活専攻	95	195	90	185	85	175	80	165	75	155
食物栄養専攻	95	195	90	185	85	175	80	165	75	155
英語英文科	0	100								

- 附則 1. 本学則は平成13年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成12年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度	
学 部 学科等	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員
生 活 科	人	人	人	人	人	人	人	人
生活専攻	90	185	85	175	80	165	75	155
食物栄養専攻	90	185	85	175	80	165	75	155

- 附則 1. 本学則は平成14年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成13年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 第5条に規定する学生定員は、平成16年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	平成14年度		平成15年度		平成16年度	
学 部 学科等	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員	入学 定員	総定 員
食物栄養科	人	人	人	人	人	人
	85	175	80	165	75	155

- 附則 1. 本学則は平成15年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成14年度以前に入学した者については従前のおりとする。  
2. 平成15年度において保育科の総定員は、学則第5条の規定にかかわらず次のとおりとする。  
保育科総定員 230人

附則 本学則は平成16年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成15年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成17年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成16年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成18年2月15日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、第9条は平成18年度入学者から適用する。

附則 本学則は平成19年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成18年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成22年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成21年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成23年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成22年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成24年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成23年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成25年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成24年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は平成27年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則 本学則は平成28年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。  
ただし、平成27年度以前に入学した者については従前のおりとする。

附則 本学則は、平成28年7月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則 本学則は、平成29年2月21日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則 本学則は、平成29年4月1日から施行し、施行に関する細則は別にこれを定める。

附則 本学則は、平成30年4月1日から施行する。

附則 本学則は、平成30年7月24日から施行する。

附則 本学則は、平成31年4月1日から施行する。

附則 本学則は、令和2年12月19日から施行する。

附則 本学則は、令和3年6月1日から施行する。

附則 本学則は、令和4年4月1日から施行する。

附則 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

- 附則
1. 本学則は令和6年4月1日から施行する。  
ただし、令和5年度以前に入学した者については従前のおりとする。
  2. 第5条に規定する学生定員は、令和7年度までの間は、次のとおりとする。

年 度	令和6年度		令和7年度	
	入学定員	総定員	入学定員	総定員
学 部 学 科 等	人	人	人	人
保育科	100	230	100	200



別表 1の2

【保育士資格取得に必要な授業科目】

## ①教養科目

児童福祉法施行規則に定める教科目				左記に対応する本学開設科目	授業形態	単位	授業時間数	本学における履修方法
系列	教科目	授業形態	設置単位数					
教養科目	外国語、体育以外の科目	不問	6以上	仏教学Ⅰ	講義	2	30	必修
				仏教学Ⅱ	講義	2	30	必修
				心理学	講義	2	30	
				日本国憲法	講義	2	30	
				生命科学と生物	講義	2	30	
				情報リテラシー	講義	2	30	
				基礎講座	演習	1	30	
				日本語表現	講義	2	30	
				ライフデザイン	講義	2	30	
				野外文化	演習	1	30	
	ボランティア実習	実習	1	45				
	外国語	演習	2以上	英語コミュニケーションⅠ	演習	1	30	必修
				英語コミュニケーションⅡ	演習	1	30	必修
体育	講義	1	体育	講義	1	20	必修	
	実技	1		実技	1	40		
設置単位数	10単位以上			本学における設置単位数			23単位	
履修単位数	8単位以上			本学における最低履修単位数			16単位	

## ②必修科目

児童福祉法施行規則に定める教科目				左記に対応する本学開設科目	授業形態	単位	授業時間数	本学における履修方法	
系列	教科目	授業形態	設置単位数						
専門必修科目	保育に関する科目・目録	保育原理	講義	2	保育原理	講義	2	30	必修
		教育原理	講義	2	教育原理	講義	2	30	必修
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	講義	2	30	必修
		社会福祉	講義	2	社会福祉	講義	2	30	必修
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	講義	2	30	必修
		社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	講義	2	30	必修
	保育者論	講義	2	保育者論	講義	2	30	必修	
	保育科の目録に対する科目	保育の心理学	講義	2	保育の心理学	講義	2	30	必修
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	講義	2	30	必修
		子どもの理解と援助	演習	1	子どもの理解と援助	演習	1	30	必修
		子どもの保健	講義	2	子どものからだと保健	講義	2	30	必修
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養Ⅰ	演習	1	30	必修
					子どもの食と栄養Ⅱ	演習	1	30	必修
保育に関する科目・方法に	保育の計画と評価	講義	2	保育・教育課程論	講義	2	30	必修	
	保育内容総論	演習	1	保育内容総論	演習	1	30	必修	
	保育内容演習	演習	5	保育内容「健康」	演習	1	30	必修	
				保育内容「人間関係」	演習	1	30	必修	
				保育内容「環境」	演習	1	30	必修	
				保育内容「言葉」	演習	1	30	必修	
				保育内容「身体表現」	演習	1	30	必修	
				保育内容「音楽表現」	演習	1	30	必修	
				保育内容「造形表現Ⅰ」	演習	1	30	必修	
	保育内容「造形表現Ⅱ」	演習	1	30	必修				
	保育内容の理解と方法	演習	4	音楽基礎Ⅰ	演習	1	30	必修	
				音楽基礎Ⅱ	演習	1	30	必修	
				造形基礎Ⅰ	演習	1	30	必修	
				造形基礎Ⅱ	演習	1	30	必修	
	子どもと表現Ⅰ	演習	1	30	必修				
乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	講義	2	30	必修		
乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	演習	1	30	必修		
子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	演習	1	30	必修		
障害児保育	演習	2	特別な支援を要する子どもの理解と支援Ⅰ	演習	1	30	必修		
			特別な支援を要する子どもの理解と支援Ⅱ	演習	1	30	必修		
社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	演習	1	30	必修		
子育て支援	演習	1	子育て支援	演習	1	30	必修		
保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所）	実習	2	90	必修	
	保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ（保育所）	演習	1	30	必修	
			保育実習指導Ⅰ（施設）	演習	1	30	必修		
総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼稚園）	演習	2	60	必修	
設置単位数	51単位以上			本学における設置単位数			55単位		
履修単位数	51単位以上			本学における最低履修単位数			55単位		

## ③選択必修科目

児童福祉法施行規則に定める教科目				左記に対応する本学開設科目	授業形態	単位	授業時間数	本学における履修方法	
系列	教科目	授業形態	設置単位数						
選択必修科目	保育の本質・目的に関する科目	不問	15以上	幼児教育制度論	講義	2	30	12科目のうち6単位以上選択必修	
				教育相談	講義	2	30		
	保育の対象の理解に関する科目	不問	15以上	教育方法	講義	2	30		
				児童文化Ⅰ	演習	1	30		
				児童文化Ⅱ	演習	1	30		
				子どもと健康	演習	1	30		
				子どもと人間関係	演習	1	15		
				子どもと環境	演習	1	15		
				子どもと言葉	演習	1	15		
				子どもと表現Ⅱ	演習	1	30		
				現代保育実践の課題A	講義	2	30		
				現代保育実践の課題B	演習	1	15		
	保育実習	実習	2	保育実習Ⅱ	実習	2	90		保育実習Ⅱ又は保育実習指導Ⅱ又は保育実習Ⅲと保育実習指導Ⅲの履修が必要
				保育実習Ⅲ	実習	2	90		
				保育実習指導Ⅱ	演習	1	30		
	演習	1	30	保育実習指導Ⅲ	演習	1	30		
設置単位数	18単位以上			本学における設置単位数			22単位		
履修単位数	9単位以上			本学における最低履修単位数			9単位		

別表 2

入学検定料

30,000円	学校推薦型選抜（指定校制）、学校推薦型選抜（公募制）、総合型選抜、一般選抜、特別入学者選抜
15,000円	大学入学共通テスト利用選抜

※ インターネット出願を利用し、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜を複数回出願する場合は、2回目以降5,000円割引

※ 推薦系入学者選抜（学校推薦型選抜（指定校制）、学校推薦型選抜（公募制）、総合型選抜など）に合格し、入学手続を完了した者が、スカラシップ制度（新入生）の選抜試験に出願する場合、10,000円とする。

入学金

300,000円
----------

※ 本学及び併設大学を卒業した者が入学する場合は、入学金を全額免除する。ただし、卒業後1年以上経過している場合の入学金は、2分の1とする。

※ 一旦退学した者が再入学する場合の入学金は、2分の1とする。

卒業生子女入学特典制度、大学・短期大学 姉妹入学特典制度、寺院関係者入学特典制度、併設校（駒沢学園女子高等学校）対象入学特典制度について、以下のように定める。ただし、重複して特典を受けることはできない。  
また、同時に姉妹が入学する場合はいずれかを減額とする。

	入学特典制度	対象の入学者選抜	特典内容
1	卒業生子女入学特典制度	学校推薦型/総合型/一般/大学入学共通テスト利用選抜での合格・入学者	入学金の3分の1を減額
2	大学・短期大学 姉妹入学特典制度		
3	寺院関係者入学特典制度		
4	併設校（駒沢学園女子高等学校）対象入学特典制度※	本学が専願型として実施する学校推薦型選抜（併設校専願型）の合格・入学者	入学金の2分の1を減額
		本学が専願型として実施する学校推薦型選抜（公募制）の合格・入学者	
		本学が専願型として実施する総合型選抜（専願型）の合格・入学者	
		本学が実施する専願型ではない入学者選抜の合格・入学者	入学金の3分の1を減額

※現役生のみ

別表 3

学 費（第6条第1項適用）

区 分	年 額	分納額及び分納期	
		第一期4月20日まで	第二期9月20日まで
授 業 料	816,000円	408,000円	408,000円
維 持 費	200,000円	100,000円	100,000円
実習費	66,000円	33,000円	33,000円

学 費（第6条第2項適用）

在学年限 3年

区 分	年 額	分 納 額 及 び 分 納 期					
		1年次		2年次		3年次	
		第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで
授 業 料	544,000円	272,000円	272,000円	272,000円	272,000円	272,000円	272,000円
維 持 費	133,000円	67,000円	67,000円	66,500円	66,500円	66,500円	66,500円
実習費	44,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円	22,000円

在学年限 4年

区 分	年 額	分 納 額 及 び 分 納 期							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで
授 業 料	408,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円	204,000円
維 持 費	100,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円	50,000円
実習費	33,000円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円	16,500円

在学年限 5年

区 分	年 額	分 納 額 及 び 分 納 期									
		1年次		2年次		3年次		4年次		5年次	
		第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで	第一期 4月20日まで	第二期 9月20日まで
授 業 料	326,400円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円	163,200円
維 持 費	80,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円	40,000円
実習費	26,400円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円	13,200円